

指定管理者募集要項

(一宮温泉「まほろばの湯」・家原遺跡公園)

令和2年9月

兵庫県宍粟市

兵庫県宍粟市教育委員会

1 指定管理者募集の目的

平成 15 年に地方自治法の一部が改正され、「公の施設」の管理について、民間の能力やノウハウを幅広く活用することにより住民サービスの向上と経費の縮減を図ることを目的として、指定管理者制度が設けられました。

指定管理者制度では、従来の管理委託制度とは異なり、地方公共団体の出資法人や公共団体等に限らず、民間事業者等の団体も議会の議決を経て公の施設の管理運営を行う指定管理者になることができます。

そこで、兵庫県宍粟市では、一宮温泉「まほろばの湯」、家原遺跡公園の住民サービスの向上と管理運営の効率化を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び宍粟市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年宍粟市条例第 15 号）及び同施行規則（平成 17 年宍粟市規則第 7 号）の規定に基づき、指定管理者を募集します。

今回の募集にあたっては、一宮温泉「まほろばの湯」及び家原遺跡公園の管理運営を一体的に指定管理することによる両施設活用の相乗効果による利用者の増加、歴史・文化・社会教育の向上、一宮温泉「まほろばの湯」の収益性の向上、市民と協働による公園活用の促進を期待しています。

2 対象施設

(1) 施設名及び所在地 ①一宮温泉「まほろばの湯」

宍粟市一宮町三方町 624 番地 1（家原遺跡公園内）

* 指定管理業務は入浴部門（温泉スタンドを含む）とし、レストラン部門及び売店部門を実施する場合には自主事業となります。

②家原遺跡公園（指定管理業務）

宍粟市一宮町三方町 633 番地

- (2) 指定管理料 各年度の指定管理料（消費税額及び地方消費税額含む。入浴部門及び家原遺跡公園の管理業務）はそれぞれの積算の内訳金額の範囲内で提案ください。なお、家原遺跡公園の指定管理料の対象経費である上下水道代と電気代は、歴史資料館（指定管理対象外施設）と一本化しているため、概算で試算しております。令和 3 年度及び令和 4 年度の指定管理料は上下水道代、電気代の決算額をもって精算をすることとし、令和 5 年度以降は 3 年度及び 4 年度の実績を反映した指定管理料とし、精算はしないものとします。

単位：千円

		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
指定管理料上限額		13,100	13,000	13,000	13,100	13,000	13,000
積算の内訳	①一宮温泉「まほろばの湯」	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
	②家原遺跡公園	5,100	5,000	5,000	5,100	5,000	5,000

* R3年度、6年度の指定管理料上限額は家原遺跡公園の遊具点検業務を見込んでいます。

指定管理料＝管理運営経費－利用料金及びその他収入－収益事業（自主事業）の利益の全部または一部

※指定管理料の積算において、管理運営経費から収益事業（自主事業）の利益を差引くこと及び差引く額については申請者の自由提案となります。

3 申請資格

(1) 申請者は、法人その他の団体、若しくはグループであること。（法人格の有無は問いません。）

- ① 個人では申請できません。
- ② 団体は、単独でも複数の団体により構成されたグループ（以下「グループ」といいます。）でも申請できます。
- ③ 単独で申請する場合は、他のグループの代表者または構成者となって申請することはできません。
- ④ グループで申請する団体は、代表者を定めるものとし、代表者及び構成者を変更することは認めません。

(2) 申請者（グループ申請の場合の代表団体及び構成団体を含む。以下同じ）が、次のいずれかに該当しないこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する。
- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づき更正又は再生手続きしている。
- ③ 兵庫県又は宍粟市から指名停止措置を受けている。
- ④ 国税・地方税を滞納している。
- ⑤ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団。

(3) 申請団体の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。

- ① 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にあるもの
- ② 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(4) 休日・夜間等において対応が必要な場合や、災害時の避難所として開設する必要が生じた場合等、緊急時に迅速な対応がとれる体制を有するものであること。

4 指定予定期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 6 年間とする。

ただし、申請者による指定期間の提案も可能とする。

5 申請手続

(1) 質問の受付

募集要項等の配布物に関する質問は、質問書（様式第9号）に記入のうえ、宍粟市産業部まち・にぎわい課まで持参又は郵送、FAX、電子メールで提出してください。電話による質問は受け付けません。ただし、持参以外の場合は、必ず宍粟市産業部まち・にぎわい課へ到達の確認連絡をしてください。

質問の受付期間は、令和2年10月2日（金）9時から令和2年10月6日（火）17時まで（いずれの場合も必着）とします。

質問に対する回答は、宍粟市ホームページ及び宍粟市産業部まち・にぎわい課にて公表します。（令和2年10月8日（木）13時以降）個別の回答は行いません。

（2）現地説明会

現地説明会を次により開催します。参加を希望される団体は、現地説明会参加申込書（様式第10号）に記入のうえ、電子メール又はFAXのいずれかにより令和2年9月30日（水）17時までに宍粟市産業部まち・にぎわい課までお申し込みください。また、到達の確認連絡を行ってください。

なお、説明会参加につきましては、2名までとします。（グループの場合は、代表者または構成者から各1名ずつとしてください。）

開催日時：令和2年10月1日（木）10時から

集合場所：一宮温泉「まほろばの湯」玄関前

宍粟市一宮町三方町624番地1

（3）申請の受付

申請書類は、下記のとおり提出してください。

提出先：宍粟市産業部まち・にぎわい課

提出期間：令和2年9月18日（金）

令和2年10月19日（月）17時まで

※ 申請書類は、簡易書留郵便もしくは持参して提出ください。

持参の場合の提出時間は、9時から17時までです。

ただし、土曜日、日曜日、祝日は除きます。

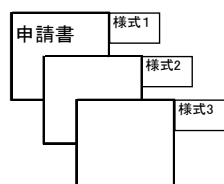
※ 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守れなかった場合は、受付することができません。

6 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を提出いただきます。また、宍粟市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

なお、各書類とも20部（原本1部、コピー19部）提出していただき、20部全てに様式毎にラベルの貼付けをお願いします。

「見本」



- (1) 指定管理者指定申請書（様式第1号）
グループ申請の場合は、グループ申請構成表（様式第1-1号）
- (2) 事業計画書（様式第3号）
- (3) 収支計算書（様式第4号）
- (4) 自主事業収支計画書（様式第4-1号）
- (5) 主要業務実績一覧表（様式第5号）
※ 様式第5号に書ききれない場合は、当該様式を追加するか、任意様式でも結構です。ただし、任意様式の場合は必ず各項目を包括する様式をお願いします。
- (6) 職員配置計画書（様式第6号）
※ 勤務・配置体系をわかりやすくした体系図を作成願います。（任意様式）
※ 勤務のローテーションについても標準となる1ヶ月分について作成願います。（任意様式）
- (7) 再委託予定調書（様式第7号）
- (8) 誓約書（様式第8号）
- (9) 申請者に関する書類
グループ申請の場合は、以下の書類について代表者及び構成者分を提出してください。
 - ① 定款又は寄付行為、規約その他これらに類する書類
 - ② 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本（法人以外の団体にあつては、代表者の住民票の写し）
 - ③ 団体概要書（様式第2号）
※パンフレットがあれば、添付してください。
 - ④ 申請を行う日の属する事業年度の収支予算書
 - ⑤ 過去3カ年度分の収支計算書、貸借対照表及び損益計算書（法人以外の団体にあつては、収支決算書）
 - ⑥ 令和元年度（前期）の事業計画書・事業報告書及び令和2年度（当期）事業計画書（新設団体等で該当書類がない場合には、設立総会等の議事録及び設立後申請までの間に活動した内容を記載した書類）
 - ⑦ 納税証明書（法人税、法人都道府県税、法人事業税、消費税及び地方消費税、法人市民税）
 - ⑧ 役員名簿

7 申請に際しての留意事項

- (1) 失格又は無効
以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- ① 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
 - ② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - ③ 虚偽の内容が記載されているもの。
 - ④ 市職員並びに本件関係者に対して、本件提案について不正な接触の事実が認められたとき。
 - ⑤ 申請資格を有していない事が判明したとき。
 - ⑥ 申請書による業務履行が困難であると判断される事実が判明したとき。
 - ⑦ 著しく社会的信用を損なう行為等により、申請者が指定管理者として業務を行うことについてふさわしくないと宍粟市が認めたとき。
 - ⑧ その他不正な行為があったと宍粟市が認めたとき
- (2) 申請内容変更の禁止
提出された書類の内容を変更することはできません。
- (3) 申請書類の取り扱い
提出された申請書類は、理由を問わずお返しできません。
- (4) 申請の辞退
申請書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出してください。
- (5) 費用負担
申請に要する経費等はすべて申請者の負担とします。
- (6) 情報公開
申請書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

8 選定方法等

宍粟市指定管理者選定審議会を設置し、指定管理者候補者（優先交渉権者）を選定します。選定審議会の会議は非公開とします。

(1) 審査基準

● 審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

プレゼンテーション及びヒアリングについては、提案内容に関する確認や補足説明を受けることを主に目的として実施します。

ア 開催日・場所

日時：令和2年11月4日（水）

場所：宍粟市役所（兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6）

本庁舎4階402・403会議室

※時間については、後日連絡します。

イ 出席者

統括責任者及び各担当で3名までとします。

ウ 説明資料等

プレゼンテーションは、審査基準内容に基づき、事前に事務局へ提出した「申請団体事業計画書」を中心に説明してください。（20分以内）

実施にあたり、パソコン等の機器の使用も可能とします。その場合、プロジェクター、スクリーンは事務局で用意するものを使用できます。なお、パソコンに

については、各自持参してください。

プレゼンテーション終了後、審査委員より質疑を行い、回答は、説明を行った者が行ってください。質疑応答を含め 60 分間程度以内とします。

エ 評価者

本指定管理における候補者の選定は、指定管理者選定審議会委員が審査を行います。

オ 提案の評価

プレゼンテーションの内容について、審査項目及び評価基準に基づき項目ごとに数値化して採点し、合計点数により評価し、合計点数の最高得点を得た者を指定管理候補者とします。

カ プレゼンテーションの参加者は、他の参加者のプレゼンテーションを傍聴することはできません。

● 指定管理者候補者（優先交渉権者）の選定

合計得点の 6 割以上を得点し、かつ、最も得点の高い申請者を優先交渉権者とし、二位の申請者を第 2 交渉権者とします。なお、6 割以上を得点した申請者がなければ、指定管理者候補者（優先交渉権者）は「該当なし」といたします。

審査の評価点と同点の場合は、審査項目「収支計画書」の点数が最も高い提案者を上位とする。さらに、上記の審査項目も同点の場合は当該申請者がくじを引いて決定します。

【審査基準】

※表中にある「条例」とは、「宍粟市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」を指す。

審査基準	審査項目	審査内容
(1)市民の平等な利用を確保できるものであること、及びサービスの向上が図られるものであること (条例第 4 条第 1 号)	設置目的の理解	施設の設置目的を理解した上で、利用者の平等な利用を確保するための管理・運営内容となっているか。また、希望する指定管理期間及び理由は適切か。
	サービス向上	利用者サービスの向上のため、どのような工夫を具体的に考えられているか。
		利用者ニーズを積極的に取り入れる考えであるか。また、管理運営及び自主事業に反映する内容になっているか。
		利用者から寄せられた苦情に対する対応は適切か。
利用促進	施設の利用促進を図るための具体的な方策となっているか。	
(2)適切な維持及び管	施設管理	施設の管理において、建物及び付属設備並びに備品

理を図ることができ るものであること、 並びに管理に係る経 費の縮減が図られる ものであること (条例第4条第2 号)		を適正に管理方策となっているか。また、安全面・ 衛生面(感染症対策含む)に配慮した適正な管理方 策となっているか。
		再委託した場合の点検・管理の方法は適切か。
		管理運営経費の縮減を図るための具体的な内容とな っているか。
	収支計画書	収支・支出の積算及び指定管理料の算出が妥当であ り、事業計画との整合性は図られているか。
(3)管理を安定して行 う物理的能力及び人 的能力を有する団体 (条例第4条第3 号)	経営基盤	申請者の経営基盤は安定しているか。
	実施体制	職員の雇用についての考え方は適切か。
		実際に施設運営ができる職員配置となっているか。 また、施設管理業務に関する知識と経験を有した職 員を配置することとなっているか。
		施設を適切に運営するための人材育成・研修計画とな っているか。
(4)設置の目的を達成 するために十分な能 力を有する団体 (条例第4条第4 号)	業務実績	類似実績、また当施設を管理運営する上での技術・ 手法を持ち合わせているか。
	自主事業計画	自主事業計画を持ち合わせているか。持ち合わせて いる場合は、実施可能な内容であるか。
(5)その他	危機管理体制	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されてい るか。
	情報管理	個人情報の保護対策については万全な対策が講じ られているか。

(4) 審査結果の公表

審査の得点結果及び交渉権者については、後日、各申請者に書面にて通知します。
なお、団体名については、公にすることにより当該団体の利益を害するおそれがある
ため非公表とします。

9 指定管理者の指定手続き

選定された指定管理者候補者については、地方自治法の規定に基づき、指定管理者と
して指定する議案を議会に対して提案し、議決後指定管理者として指定します。

なお、それまでの間、管理及び運営に関する仮協定書を締結することになります。

10 指定管理者募集からのスケジュール

令和2年9月18日(金) 指定管理者公募開始
令和2年9月30日(水) 現地説明会申込期限日
令和2年10月1日(木) 現地説明会(一宮温泉「まほろばの湯」・家原遺跡公園)
令和2年10月2日(金) 質問の受付開始日
令和2年10月6日(火) 質問の受付締め切り日

令和2年10月8日(木) 質問に対する回答日
令和2年10月19日(月) 募集締め切り日
令和2年11月4日(水) 選定審議会(書類審査及びプレゼンテーション)
令和2年11月中旬 仮協定締結
令和2年12月上旬 議会の議決により正式決定

11 ダウンロード資料

- 01 指定管理者募集要項
- 02 申請関係書類一覧
- 03 指定管理者申請書様式集
- 04 指定管理者申請書様式集(様式第4号・4-1号)
- 05 指定管理者申請書様式集(様式第6号)
- 06 指定管理業務仕様書(まほろばの湯)
- 07 指定管理業務仕様書(家原遺跡)
- 08 指定管理業務補足資料(家原遺跡)
- 09 遊具自主点検表
- 10 まほろばの湯の概要
- 11 家原遺跡公園の概要
- 12 まほろばの湯(全体)収支状況
- 13 まほろばの湯(入湯)収支状況
- 14 自主事業(レストラン)収支状況
- 15 自主事業(売店)収支状況
- 16 平成30年、令和元年度歳入歳出明細 家原遺跡公園
- 17 まほろばの湯 備品一覧
- 18 家原遺跡公園(工房) 備品一覧
- 19 まほろばの湯・家原遺跡公園配置図
- 20 平面図(まほろばの湯)
- 21 宍粟市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例
- 22 宍粟市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則
- 23 宍粟市一宮温泉施設条例
- 24 宍粟市一宮温泉施設管理規則
- 25 宍粟市遺跡公園条例
- 26 宍粟市遺跡公園管理規則
- 27 宍粟市情報公開条例
- 28 宍粟市情報公開条例施行規則
- 29 宍粟市個人情報保護条例
- 30 宍粟市個人情報保護条例施行規則
- 31 宍粟市行政手続条例
- 32 宍粟市行政手続条例施行規則
- 33 宍粟市暴力団排除推進条例

12 問合せ先

〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6
兵庫県宍粟市産業部まち・にぎわい課
担当者：西川・川本
電話：0790-63-3127(代表)
FAX：0790-63-1282
メールアドレス：machinigiwai-ka@city.shiso.lg.jp

〒671-4192 兵庫県宍粟市一宮町安積1347番地3
兵庫県一宮市民局まちづくり推進課
担当者：橋本・田路
電話：0790-72-1000(代表)
FAX：0790-72-1596
メールアドレス：ic-machizukurisuishin-kk@city.shiso.lg.jp

